



(条件)

1. がけ地の高さが概ね3m以上の自然がけ地であること。
2. 勾配が概ね30度以上の自然がけ地であること。
3. がけ地からの水平距離が高さの2倍の範囲内の土地であること。(危険区域)

(対象工事)

1. 災害防止のための整備工事であること。
2. がけ崩れによる土砂及び倒木の撤去等の応急的な工事であること。

(対象外)

1. 危険家屋を有しないがけ地。
2. 他の補助事業の対象となるがけ地。
3. 宅地の分譲など営業として行う事業。
4. 以前に当事業の補助を受けたもの。

(補助対象者)

1. 加賀市に住所を有している者。
2. がけ地の所有者又は危険家屋の所有者。
3. 配偶者又は1親等の親族が所有する危険家屋に自ら居住している者。
4. 市税及び市の使用料等を滞納していない者。

(補助額)

1. 工事に要する費用の2分の1に相当する額とし、70万円を限度とする(工事費が10万円以上)